

指宿市温泉資源の保護及び利用に関する要領

(趣旨)

- 1 この要領は、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する要綱（平成29年指宿市告示第 号。以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(事業計画の説明)

- 2 要綱第2条第1号の市長が別に定める距離は、次のとおりとする。

地 域	距 離 (m)
指 宿	200
山 川 (成 川 浜)	20
山川 (成川浜を除く。)	150
開 聞	150

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。